

令和元年（行ウ）第275号、第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 ほか47名

被告 国

証拠説明書(10)

令和4年5月30日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

被告指定代理人

井上 恵理子



友延 裕美



前田 修



針生



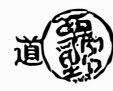
栗野 彰



中村 志緒香



田上 博道



白井 貴




沼田 博



山本 晃 

角銅 進 

坂本 浩一 

新海 一輝 

早川 航平 

略称等は、答弁書及び準備書面の例による。

号 証	標 目 (作 成 者)		作成年月日	立 証 趣 旨
乙64	環境基本法の解説(改訂版)(抜粋) (環境省総合環境政策局総務課)	写し	平14.10.21	環境基本法第2条において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」であると定められており、ここで言う「人の活動により環境に加えられる影響」とは「人為的な原因に基づくもの」で「個別の活動によって環境に新たに加えられる部分」を指す概念であり、これは、例えば、どのような物質がどの程度排出されるかといった事象を指す概念であり、当該解説においても例示として、排出される二酸化炭素、排出される大気汚染物質、地下水の採取に伴う地下水位の低下といったものが当該概念に該当するものとされていること。
乙65	二次生成粒子の挙動解明に関する検討について (微小粒子状物質等専門委員会)	写し	平26.3.12	現在得られている寄与割合の推計結果の知見からは、PM _{2.5} は、一次粒子よりも二次生成粒子の寄与割合が大きいことが分かっており、PM _{2.5} 濃度の低減を検討していくためには、一次粒子の対策以外にも二次生成粒子の対策検討が必要であるとされていること。
乙66	判決書 (大阪高等裁判所第4民事部裁判所書記官)	写し	令4.4.26	本件と同種の訴訟において、大阪高等裁判所が控訴人の控訴を棄却したこと。

乙67 の1	地図 (神奈川県土砂災害 警戒情報システム)	写し	令4.3.8	原告橋本の住所付近における 急傾斜地崩壊危険区域の範囲を 示したもの。
乙67 の2	地図 (神奈川県土砂災害 警戒情報システム)	写し	令4.3.7	乙67の1の拡大図。